

農地転用（200㎡未満）届出書に必要な書類一覧・チェックリスト

書類名称		発行機関	備考	チェック	
必要な書類	申請書			<input type="checkbox"/>	
	土地登記事項証明書	法務局	(写)可 (写)を添付の際は原本を持参すること	<input type="checkbox"/>	
	公図	法務局	(写)可 (写)を添付の際は原本を持参すること	<input type="checkbox"/>	
	付近の見取図			<input type="checkbox"/>	
	土地利用計画図		建物配置図、平面図等	<input type="checkbox"/>	
	造成計画図・用排水計画図			<input type="checkbox"/>	
	現地写真			<input type="checkbox"/>	
	法人の場合	法人登記事項証明書			<input type="checkbox"/>
定款(写)				<input type="checkbox"/>	
議事録(写)				<input type="checkbox"/>	
場合により必要な書類	耕作者等の合意解約書		賃貸借・使用貸借等、権利設定がある場合	<input type="checkbox"/>	
	仮登記・抵当権等の承諾書		仮登記・抵当権者がある場合	<input type="checkbox"/>	
	隣接者の承諾書		隣接に農地がある場合	<input type="checkbox"/>	
	住民票	役場等	土地登記事項証明書の所有者住所が現住所と異なる場合 ※前住所地欄にて確認できる場合のみ	<input type="checkbox"/>	
	未相続の場合	現所有者の出生から死亡までの戸籍謄本			<input type="checkbox"/>
		相続関係図			<input type="checkbox"/>
		同意書			<input type="checkbox"/>
委任状		代理人が申請及び受領をする場合	<input type="checkbox"/>		

※ 上記の添付書類以外に当農業委員会が必要と判断した場合は、その書類を添付すること

※ 申請の締め切りは、毎月20日です(厳守)

【農地転用（200㎡未満）届受理基準】

- (1) 農地法施行規則第29条第1項（農地の保全若しくは利用の増進のため又は農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合）に基づく施設であること。
- (2) 届出人の農業経営上必要であると認められること。
- (3) その他、農地法第4条、第5条許可申請に係る審査基準に基づき審議を行う。

申請案件につきましては、スムーズに審議を進めるため、地区担当農業委員もしくは推進委員にご相談をお願いします